

逗子市福祉緊急通報システム事業

R7.2

逗子市では、生命の危機におちいりやすい疾病を保持しているひとり暮らしの高齢者等に対し緊急通報機器を貸与することで、急病等の緊急事態における不安を解消し、住み慣れた地域での安心した暮らしを支援します。

1 事業対象者

次の要件にすべて該当する高齢者が対象となります

- ① 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する人
- ② 疾病等（※）により身体状況に不安があり、生命の危機に陥ったときにご家族等を含め救急車を呼べない人

※疾病等・・・心臓疾患（狭心症など）や脳血管疾患（脳梗塞など）等の急変し生命の危機におちいりやすい病気。お持ちの疾病が対象になるかについてはお問い合わせください。

2 貸与機器

- ① ペンダント型無線発信器（高齢者が身に付けて生命の危機など救急車を呼べない状態の時にボタンを押すと警備会社に通報されます。）
- ② 火災感知器
- ③ 生活行動探知機（トイレのドアなどに設置し、開閉を感知することにより安否確認を行います。24 時間 1 度も開閉がないと警備会社に通報されます。）

※①のみの貸与も可能です。その場合も利用料は同額です。

3 緊急通報システムの設置について

- ① 福祉緊急通報システムの警備範囲は、自宅室内のみです。
- ② 火災報知機設置時にビス留めをするため、賃貸住宅等の場合には貸主の承諾書の提出が必要です。退去時には原状回復義務が生じ、ビス留めした部分をパテ等で埋める作業が必要になります。
- ③ 緊急連絡先の登録が必要です。通報があった際は、昼夜問わず緊急連絡先に連絡が入ります。
- ④ 自宅の鍵を警備会社が預かります。通報があった際は鍵を使用し、自宅に入ります。
- ⑤ マンションの場合、管理会社及びマンションの自治会の許可を得てください。オートロックの場合でも、通報があった場合に警備会社が預かった自宅の鍵を使用して入ります。
- ⑥ 固定電話の契約が必要です。
- ⑦ 要介護認定未申請の場合又は主治医意見書に対象となる疾病の記載がない場合は、診断書（自費）の提出が必要です（生活保護受給者の方は、ご相談ください）。

4 利用者負担額

月額 3,300 円(税抜)(利用者の世帯全員の市民税が非課税の場合は無料)

※別途、通信費は利用者負担となります。

5 利用までの流れ

- ① まずは高齢介護課高齢福祉係までご相談ください。事業の対象となるか検討するため、病状の聞き取り等を行います。
- ② 申請受付後、市の職員が自宅を訪問し、間取りの確認を行います。
- ③ 利用決定後、委託事業者がご自宅を訪問し、機器の設置を行います。

※申請から設置まで 2～3 か月ほどかかります。

担当：逗子市高齢介護課高齢福祉係
TEL：046-873-1111(内線 252)
住所：逗子市逗子 5-2-16
開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時